

# ～多数の者の集合する催しを開催する際のお願い～

(祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し)



平成25年8月に京都府福知山市の花火大会において、露店商によるガソリンの不適切な取扱いによる多数の死傷者が発生したことから、同様の事故を防止するため、島原地域広域市町村圏組合火災予防条例を改正しました。(平成26年8月1日から適用します。)

## ● 消火器の準備 (第18条～第22条)

□ 催しで火気器具を使用する場合



## ● 消防署へ露店等の開設届出提出 (第45条)

□ 催しで火気器具を使用する露店等を開設する場合、露店を開設する者が届出を行う。



## ■ 催し開催時の消火器の準備と露店等開設時の消防署への届出

多数の者が集まる催しを開催する場合



火気器具を使用していますか？



YES

消火器の準備



火気器具を使用する露店等を開設しますか？



YES

露店等の開設届出を消防署へ届出



NO

消火器の準備必要なし



NO

消防署への届出の必要なし

■ 「多数の者が集まる催し」とは、地域における夏祭りなどのほか、学校での学園祭、実行委員会によるイベントなどで、近親者によるバーベキューなどの個人的な行事は対象外です。

■ 「露店等」とは露店、屋台などで物品や飲食物などの販売等を行うもので、自治会員などの一般の方が出す露店等も該当します。

■ 「露店等の開設届」は、露店を開設する者が届出を行います。ただし、火気器具を使用する露店等が複数出される場合や地域の夏祭りなどの場合は、主催者などが取りまとめて消防署に届け出ることができます。届出の様式は、島原広域圏組合ホームページ又は各消防署にあります。

## ■「指定催し」の指定（第42条の2）

屋外の大規模な催しで、次の要件のいずれにも該当する催しを「指定催し」として消防長が指定します。

### ◆指定催しの要件

- ①大規模な催しが公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催されるもの
- ②露店等の数が100店舗以上の規模の催しとして計画されているもの

## ■ 屋外で大規模な催しの開催

屋外で大規模な催し（イベント）の開催



### 【指定催しの要件】

- ① 公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催されるもの
  - ② 露店等の数が100店舗以上の規模の催しとして計画されているもの
- ①・②いずれにも該当する催しですか？



YES

消防長が「指定催し」として指定



NO

指定催しに該当しない



### ■【指定催しの主催者の義務】（第42条の3）

- 1 防火担当者を選任すること。
- 2 防火担当者に火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ、防火管理業務を行わせること。
- 3 火災予防上必要な業務に関する計画書を消防長へ提出すること。

### ◆「火災予防上必要な業務に関する計画」とは、

屋外の催しの開催にあたり火を使用する器具に対する消火の準備や火災が発生した場合の避難誘導の要領等を定めた防火管理に関する計画をいい、次の内容を定める必要があります。

- ① 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- ② 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- ③ 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- ④ 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- ⑤ 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- ⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。